

件名:新型コロナウイルス感染症(感染症例の増加と社会的集団隔離の拡大等)

<ポイント>

- 16日, マドゥーロ大統領は, ベネズエラ国内で新型コロナウイルス感染症の確定症例16例が新たに確認され, 合計で33例に達したことを発表しました。
- 感染症拡大防止のため, 昨日までの7つの地域を拡大し, 17日午前5時より, 全土において, 社会的集団隔離を実施すると発表しました。
- 同発表を受けて, パドリーノ国防大臣は, 除外対象者以外の州間移動を禁止すると発表しました。

<本文>

1 3月16日, ニコラス・マドゥーロ大統領は, 全国テレビ放送等を通じて, 新型コロナウイルスの確定症例が, 新たに16例増えて, 合計33例に達したと発表しました。33例の内訳は次のとおりです。

(感染源)

- ・ヨーロッパから28例
- ・コロンビアのククタから5例

(国籍)

- ・ベネズエラ人が31例
- ・外国人が2例

(住所)

- ・カラカス首都区 8例
- ・ミランダ州 13例
- ・ラグアイラ州 5例
- ・アンソアテギ州 2例
- ・アラグア州 2例
- ・アプレ州 1例
- ・メリダ州 1例
- ・コヘーデス州 1例

2 更に, 同大統領は, 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために, すべての地域と州において, 17日(火)午前5時から, 社会的集団隔離を実施することを発表しました(終了日については, 言及されていません)。社会的集団隔離の期間中は, 自宅での隔離が求められ, 特別な必要がない限り外出は認められません。食糧供給, 保健医療サービス, 警察, 国軍等の治安維持活動を除いた就業活動は中止となります。

3 大統領の発表後、パドリーノ国防大臣は、除外対象者以外の州間移動を禁止すると発表しました。これにより、州間をまたがる車両や航空便での移動は制限される見込みです。

4 新型コロナウイルス拡大防止のため、ベネズエラ・ボリバル共和国政府は、様々な対策を、急遽、実施することがあり得ますので、最新の情報の入手に努めてください。

5 ベネズエラ・ボリバル共和国における新型コロナウイルス関連情報は、領事メール及び当館 HP で累次お伝えしているとおりです。また、他国に渡航される際には、新型コロナウイルス感染症を受け、各種入国制限等を導入・強化している国・地域が増えているところ、必ず渡航先政府の最新情報を事前にご確認ください。なお、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限については、以下の HP にとりまとめています。

○新型コロナウイルスに感染しないためにも、不要・不急の外出を控え、手洗いやうがいの励行、密閉空間を避けること等の予防措置を徹底してください。

○新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしく願いいたします(⇒<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

参考:新型コロナウイルス感染症緊急対応策―第2弾―について

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_2nd\\_emergency\\_response\\_intro.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_2nd_emergency_response_intro.html)

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考:外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考:当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考:ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考:厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

**【問い合わせ先】**

在ベネズエラ日本国大使館

電話:(+58)-212-262-3435

FAX:(+58)-212-262-3484

ホームページ:<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>